

# 県民の皆様が自ら企画し、 主体者となって行う 文化事業を対象とします。

島根県民が  
事業の中心であり、  
また一般に開放された  
事業であることが  
前提です。

先駆的、模範的、  
実験的、創造的な  
文化事業を優先的に  
助成します。

## 助成分野と事業例 ～古典からサブカルまで～

ジャンル（文芸、美術、音楽など）による制限は原則ありません。これまで島根に無かった新たなジャンルも採択します。過去の採択事業はHPに年度ごとに掲載しております。対象事業の目安にしてください。

1

### 地域文化振興

島根の歴史や神話・民話、  
文化財や風土を素材にして  
仕立てられる文化事業

- 地域文化について考えるフォーラムや講座
- 神話をモチーフにした美術や文芸などの公募展
- 歴史を題材にした演劇や音楽などの公演事業 など

2

### 芸術文化振興

多様な芸術文化活動の  
活性化を目指す文化事業

- 音楽や演劇、舞踊、美術や書、写真など自分たちの活動成果を発表する事業（自主演奏会や作品展etc・・・）
- 出演者や製作者を公募し一緒に創り上げていく事業（参加者公募事業）
- ワークショップなど体験・講習事業

3

### 国際文化交流

国際文化交流の  
推進を目指す文化事業

- 海外から団体を招聘し、合同で行う演奏会や舞台
- 海外へ赴いて自分達の日頃の活動を発表する自主公演や、体験を目的としたワークショップ事業

## 対象団体

### ○ 島根県内の民間団体 （「団体等」という。）が対象です。

- 法人格の有無は問いませんが、組織および責任の所在が明確で、確実な経理処理ができる団体に限ります。
- 営利法人（企業）や公的機関は対象外です。また、それらが実質的な主体者である場合も対象となりません。
- 団体が未発足の場合は、申し込みできません。
- 個人については、全国的な意義と波及効果のある事業に限定します。必ず事前にご相談ください。

運営委員会にて  
助成するに相応しくない事業、  
および団体と判断された場合は  
助成を行いません。

### ✕ 次のような事業は助成対象外です。

- 申請団体が自ら出演（出品）せず、鑑賞にとどまる事業。  
（ゲストを主体とする事業、借用品による展示事業、映画鑑賞会、講演会など）
- 動画配信のみを行う事業
- 他者が主催する事業に参加するための費用申請（国民文化祭、海外で行う国際文化交流事業は除く）
- 地方公共団体の関わりが強い事業、また学校行事や部活動・学園祭・課外活動の類
- 営利につながる可能性がある事業（販売活動）、政治や宗教に関する事業
- いわゆる教授所、教室が行う稽古事や温習会、また家元制度的な特定流派が単独で行う事業
- 事業効果が団体構成員にとどまる事業（団体内部の講習会など）
- 特定の企業名などが付いた、いわゆる名称冠事業
- 開催地持ち回りで毎年実施される定期大会など
- スポーツ競技事業
- 飲食を中心とした事業、娯楽的要素が強い事業

まずはここを  
チェック!!